至誠館大学における再入学に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、至誠館大学学則第17条の規定に基づき、再入学に関する必要事項 を定めることを目的とする。

(時期)

第2条 再入学の時期は学年始めとする。

(再入学願)

- 第3条 再入学を希望する者は、入学前に次の書類を添えて願い出なければならない。
 - (1) 再入学志願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 健康診断書
 - (4) 写真(3か月以内に撮影したもの)

(選考)

第4条 再入学の可否は、再入学を希望する学科の定員に欠員がある場合に限り、選考のうえ教授会の議を経て、学長が許可する。

(手続)

第5条 再入学を許可された者は、所定の期日までに再入学の手続きをしなければならない。

附則

この内規は、平成31年6月1日から施行する。

制定 平成11年 4月 1日(制定)

改正 平成19年 4月 1日(第1回改正)

平成26年 4月 1日(第2回改正)

平成28年 6月 1日(第3回改正)

平成31年 4月 1日(第4回改正)